

3 奈良市開発指導基準

第1 総則

この指導基準は、奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）及び奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2 造成に関する基準

（要綱第9条第2号、要領第5条の2関連）

擁壁等の技術基準については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第13条及び「奈良市宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術基準」の規定に適合すること。

第3 道路に関する基準

（要綱第10条第1号、要領第9条関連）

1. 中央分離帯については、次の事項に留意する。

- (1) 幅員17メートル以上の街路には、グリーンベルトを設けること。
- (2) 区画幹線街路のグリーンベルトについては、別途市と協議の上定める幅員構成とすること。
- (3) 一般住宅地で、地区幹線街路に面した宅地については、背面にサービス道路を設け、地区幹線街路への車等の直接出入を禁止する。ただし、補助幹線街路がある場合は、これに適用するよう市長と協議すること。

2. 路面舗装については、次の事項に留意すること。

- (1) 道路の舗装は、原則としてアスファルト舗装とすること。この場合において舗装区分（アスファルト舗装要綱の交通量区分）は、次の表のとおりとする。

開発面積 (ha) 街路名	1 未満	1 以上 ～ 3 未満	3 以上 ～ 10 未満	10 以上 ～ 50 未満	50 以上 ～ 100 未満	100 以上
区画細街路	幅員 6 m L 交通					
区画幹線道路	6 m A 交通		10m B 交通	13m B 交通	17 m C 交通	
地区幹線道路	6 m A 交通	10m B 交通	13m B 交通	17m C 交通	20m C 交通	22~28m D 交通

(2) 舗装は、地下埋設物の工事がすべて完了した後、土質調査を行い、舗装厚を決定し、市長の承認を受けて施行すること。

3. 道路勾配については、次の事項に留意する。

(1) 縦断勾配については、原則として地区幹線街路は5パーセント以下、区画細街路は7パーセント以下とするが、やむを得ずこれを超えるものについては、スリップ止舗装を施すこと。ただし、この場合においても地区幹線街路は7パーセント、区画細街路は9パーセントを超えてはならない。なお、地形等によりやむを得ないと認められる場合は小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。

(2) 車道の横断勾配は、1.5パーセントから2パーセントまでとすること。

4. 道路構造物については、建設省制定土木構造標準設計に記載されているものを使用する。

5. 交差点については、次の事項に留意する。

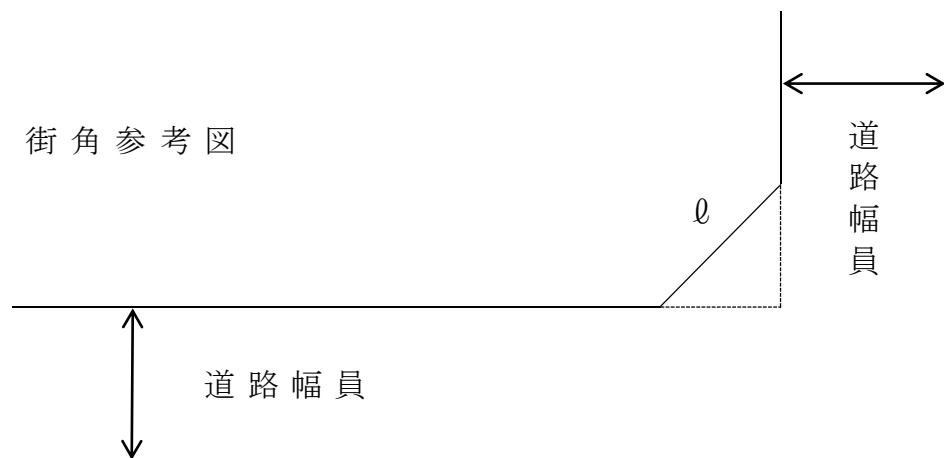
(1) 道路が同一平面交差、又は他の道路に接続する場合には、自動車、自転車、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な道路空間を形成するため次の表の長さで街角が切り取られていること。なお、この区分外の幅員については、直近上位置の長さとすること。

道路幅員 (M)	6 m	10m	13m	17m	20m	22m以上
6 m	5	5	5	5	5	5
	6	6	6	6	6	6
	4	4	4	4	4	4
10 m		5	5	5	5	5
		6	6	6	6	6
		4	4	4	4	4
13 m			6	6	6	6
			8	8	8	8
			5	5	5	5
17 m				8	8	8
				10	10	10
				6	6	6
20 m					10	10
					12	12
					8	8
22 m以上						10
						12
						8

※ 上段 交差角 90° 前後 (単位 : m)

中段 " 60° 以下

下段 " 120° 以上



(2) 歩車道の分離された道路については、歩車道の境界線は円弧でもよい。

6. 歩道については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年奈良県

条例第30号)に基づき計画し、次の事項に留意する。

- (1) 学校周辺、公園、住宅街、及び通勤・通学路等の歩行者動線に基づき、歩道の設置を行うこと。
- (2) 開発区域外の道路について、当該開発に伴い必要であると考えられる場合は、歩道及び各安全施設の整備を合わせて行うこと。
- (3) 歩道巻込部、交差点の歩車屈曲部において、自転車等の乗り上げを防止するため、主要道路の車道面に面した縁石を高くするか、防護柵等を設置すること。
- (4) 車両が、車庫等から道路に入りするため歩道を横断するときは、土地利用計画に応じ歩道に乗入れ施設を設置すること。
- (5) 歩道の構造、種別、材料等については、事前に市長と協議すること。

7. 誘導用ブロック等については、交差点及び横断歩道橋等に設置を行い、詳細の設計については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例による。

8. 街路樹については、次の事項に留意する。

- (1) 歩車道の区別ある道路で歩道幅員が3.0メートル以上の歩道には、樹高3.5メートル以上の街路樹を植栽すること。
- (2) 樹間は、6メートルとすること。
- (3) 灌木を植栽する場合は、歩道幅員3.0メートル以上の歩道とし、植樹帯の高さは路面より20センチメートル以上とし、内法1メートルとすること。
- (4) 樹種、植栽、管理等その他必要な事項は、市長と協議の上決定すること。

9. 橋梁については、次の事項に留意する。

- (1) 開発事業に伴い、開発区域内外の道路で学童又は一般歩行者の安全を確保する必要があるものについては、鋼構造又はこれに準ずる構造の歩道橋を設置すること。この場合、沿道の状況等を考慮し、その取付部は可能な限り階段式スロープ式の併用とすること。
- (2) 道路橋の構造は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とし、自動車荷重は25トンとして設計すること。
- (3) その他の詳細については、市長と協議すること。

10. 街路灯については、次の事項に留意する。

- (1) 街路灯を設置すること。
- (2) 街路灯の設置間隔は、原則として40メートルを標準とすること。
- (3) その他詳細については、市長と協議すること。

11. 防護柵については、次の事項に留意する。

- (1) 車両の路外逸脱防止、歩行者等の保護及び歩行者の横断抑制のための防護柵を設けること。
- (2) 防護柵の基礎は、原則として擁壁等の構造物に埋込み式とすること。

(3) 防護柵の種類は、安全柵、ガードレール、ガードパイプ、ガードロープ、及びガードフェンスその他とするが、その選定は、道路の状況に応じて市長が指示するものとすること。

12. 小区間道路については、「小幅員区画道路の計画基準について」（建設省建設経済局長通達）に基づくとともに、次の事項についても留意する。

(1) 道路は原則として階段状は認めない。ただし、遊歩道又は小区間の連絡路等を設ける場合においては、市長と協議の上やむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(2) 道路は、次の場合を除き、袋状とすることは認めないこと。

ア 次期の計画又は他の道路との接続が予定されている場合

イ 広場等に接続していて交通に支障がないと判断される場合

ウ 小区間で回転広場（直径8メートル以上）等を設けている場合

(3) 道路と、その他の敷地との境界線を構造物で明確に表示すること。

(4) 道路に民有地の構造物を出さないこと。

(5) 電柱は原則として道路外に設けること。

第4 公園及び緑地に関する基準

（要綱第10条第2号、要領第10条関連）

1. 公園の誘致距離については、次に定めるところによる。

公園の種類	誘致距離 (m)
街区公園	250
近隣公園	500
地区公園	1,000

2. 公園の形状については、次の事項に留意する。

(1) 公園の形状は、正方形、長方形等整形なものとし、平坦地とすること。

(2) 公園の出入口は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づいた構造とすること。

3. 公園には、園名板、公園灯を必ず設置し、遊戯施設、休養施設、修景施設等を公園規模、立地条件、土地利用を考慮して設置するものとする。なお、次の事項についても留意する。

(1) 遊戯施設は、ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー（鉄棒）及び砂場等とし、利用者に危険のない構造・配置とすること。

(2) 休養施設は、ベンチ及びパーゴラ等とし、公園の利用形態に考慮して設置・配置すること。

- (3) 修景施設は、植栽等とし、周辺の環境及び状況を考慮し管理のし易い樹種選択配置をすること。
- (4) 公園に設置する園名板の構造は、別図1とする。なお、公園灯はアルミ素材の物で地中配管とし、照度図を作成し適切な灯具を用いること。
その他、休養施設等については別途協議とする。
4. 公園及び緑地には、原則として占用物件は認めないものとする。
5. 公園及び緑地は、周囲を柵等により区分し、変化点に境界杭を埋設し、境界を明確にする。ただし、中高層建築物で利用上柵の設置が不適当な場合は、地先境界石等により明確にする。
6. 柵により囲まれる緑地には、管理のための出入口を設け施錠できるようする。

第5 下水道施設（雨水排水施設）に関する基準

（要綱第10条第3号、要領第11条関連）

1. 流速及び勾配については、次の事項に留意する。
- (1) 一般に流速は、下流に至るに従って漸増するように計画し、勾配は下流に至るに従って緩くなるよう計画すること。
 - (2) 排水管渠における設計流速は毎秒1メートルから1.8メートルを標準とし、最小毎秒0.8メートル、最大毎秒3.0メートルとすること。
2. 排水管の最小管径については、内径300ミリメートル以上とする。
3. 排水管渠の算定式（マニング公式）については、次式による。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = 1/n \times I^{1/2} \times R^{2/3}$$

V = 流速 (m/秒)

I = 勾配 (1/1, 0 0 0)

R = 径深A/P (m)

P = 流水の潤辺長 (m)

Q = 流量 (m³/秒)

A = 流水の断面積 (m²)

n = 粗度係数

コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニル管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010
三面水路・BOX	0.020
その他の	0.025

4. 排水管渠の断面については、次の基準とする。

円形管渠＝満管

暗渠＝9割水深

開渠＝8割水深

5. 計画の雨水量については、開発事業区域の規模、地形等に応じ適宜算定するが、一般的には次式による。

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q=計画雨水量

C=流出係数（0.9を標準とするが造成面積、地形等によつてその都度市と協議すること。）

I=1時間当たりの降雨強度は116ミリメートルとする。

（10年確率降雨の24時間降雨継続時間での10分間最大降雨強度）

A=流域面積（ha）

6. 管理施設については、次の基準による。

(1) ヒューム管の埋設は、深さを管頂まで土被り1.2メートル以上（歩道下に設置する場合は土被り0.6メートル以上）とし、 180° 固定基礎を設置し埋設すること。ただし、所定の土被りを確保できない場合は、 360° 固定基礎とすること。

(2) 排水管は原則としてヒューム管とすること。

(3) マンホールでの管渠の場合は、管頂接合とすること。

7. マンホールについては、次の表による。

呼び方	形状寸法	用途
1号 マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに内径 450mm までの管の会合点でマンホール深さ 2.5m未満とする
2号 マンホール	内径 120cm 円形	内径 900mm 以下の管の中間点及び内径 600mm 以下の管の会合点または 1号基準外の深さ 2.5m以上とする
3号 マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点
4号 マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,500mm 以下の管の中間点及び内径 900mm 以下の管の会合点
5号 マンホール	内のり 210×120cm 角形	内径 1,800mm 以下の管の中間点
6号 マンホール	内のり 260×120cm 角形	内径 2,200mm 以下の管の中間点
7号 マンホール	内のり 300×120cm 角形	内径 2,400mm 以下の管の中間点

8. マンホールの配置計画については、次の事項に留意する。

- (1) 配置は、起点、終点並びに方向、勾配及び管径の変化点並びに合流箇所とすること。
- (2) 管渠の直線部のマンホール最大間隔は、管渠径によって次の表を標準とすること。

管渠径(mm)	300 以下	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔(m)	50	75	100	150	200

- (3) 足掛け金具は、ダクトタイル製樹脂巻又はステンレス製を使用し、高さ 30 センチメートル間隔で交互に設けること。
- (4) 鉄蓋の形状及び構造寸法は、汚水マンホールの鉄蓋と同様とし、文字のみ雨水とすること。
- (5) 段差 60 センチメートル以上の場合は、石張等の水叩施設を設けること。

9. 一般雨水枠については、次の事項に留意する。

- (1) 雨水枠には、污水管を接続しないこと。
- (2) 雨水枠の構造は、建設省制定土木標準構造物設計に記載されているものを使用すること。
- (3) 雨水枠を最大限 20 メートル間隔に設置し、排水管でマンホールに直結すること。ただし、雨水枠の付近にマンホールがない場合は、この限りでない。
- (4) 排水管は、内径 200 ミリメートルのヒューム管または硬質塩化ビニール管（V P 管以上）とすること。
- (5) 雨水枠の蓋及び横断溝の蓋は、25 トン以上のグレーチングを使用し、横断溝のグレーチングはボルト固定とすること。
- (6) 雨水枠は測溝が屈折、または、集合する箇所及び断面の変化する箇所並びに宅地雨水管と連絡する箇所に設け、深さ 15 センチメートル以上の「泥溜」を設置すること。

第 6 下水道施設（污水排水施設）に関する基準

（要綱第 10 条第 3 号、要領第 11 条関連）

1. 計画汚水量の決定は、次項により算出する。

- (1) 管渠断面の算定では、計画人口を一戸当たり 4 人とする。

また、計画下水量は、計画時間最大量を 865 ℥として算定し、断面算定については計画下水量の 10 割の余裕をみて決定する。

一般的に次式による。

$$\text{計画下水量(断面算定)} Q(\text{m}^3/\text{秒})$$

$$= \frac{0.865(\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日})}{24 \times 60 \times 60(\text{秒})} \times \text{計画戸数} \times 4(\text{人}/\text{戸}) \times 2$$

なお、建築用途が住宅以外の場合は、「建築用途別処理対象人員算定基準表」の合併処理対象汚水量より日最大汚水量を算定する。計画時間最大量

は日最大汚水量の1.5倍として算定し、断面算定には10割の余裕をみて決定する。

- (2) 合流管については、計画時間最大汚水量プラス計画雨水量とし、計画雨水量については下水道施設（雨水排水施設）に関する基準の合理式によつて算定する。

2. 污水管渠（分流管）の流量計算には、次式のクッター公式により算出する。ただし合流管の流量計算はマニング式により算定する。

クッター公式

$$V(\text{m/秒}) = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I} = \frac{N \cdot R}{\sqrt{R} + D}$$

$$N : \left(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}\right) \sqrt{I}$$

$$D : \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot n$$

$$Q = A \cdot V \quad (\text{m}^3/\text{秒})$$

Q : 流量 ($\text{m}^3/\text{秒}$)

A : 流水の断面積 (m^2)

V = 流速 ($\text{m}/\text{秒}$)

n : 粗度係数

コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニル管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010

R : 径深 (m) ($= A/P$)

P : 流水の潤辺長 (m)

I : 勾配 (分数または小数)

3. 下水管路施設は、次の点に留意すること。

- (1) 下水道本管の種類は、開削工法の場合は $\phi 450\text{mm}$ 以下の管渠において、「下水道用リブ付硬質塩化ビニル管 (JSWAS K-13)」又は「下水道用硬

質塩化ビニル管（JSWAS K-1）「ゴム輪受口片受直管」を標準使用する。管径 $\phi 450\text{mm}$ を越える場合及び、推進工法やマンホールポンプ設置時の圧送管については、別途協議することとする。また、本管の最小口径は $\phi 200\text{mm}$ 以上とし、本管施工においてはマンホールの間を円形で直視出来るよう布設すること。

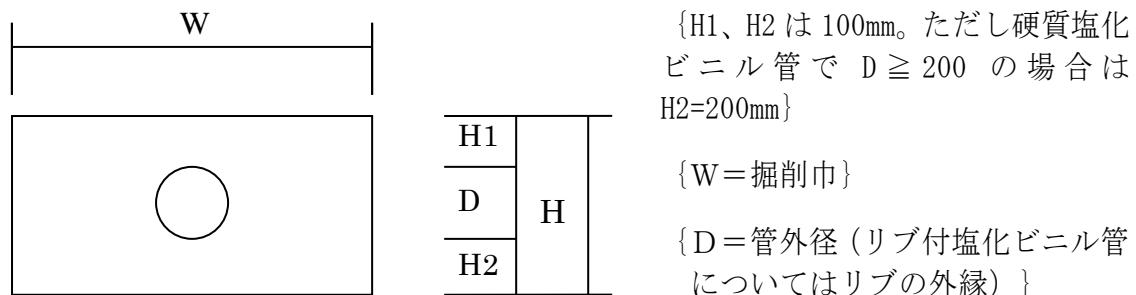
- (2) 本管土被りは、原則として 1.0m 以上とする。但し、 1.0m 以下となる場合は、管の強度計算を行い、事前に下水道管理者と別途協議すること。

(3) 流速及び勾配について

流速は一般に下流に至るに従って漸増するように計画し、勾配は下流に至るに従って緩くなるよう施工する。設計流速は、 $1.0\text{m/sec} \sim 1.8\text{m/sec}$ を標準とする。やむを得ない場合、流速範囲は最少 0.6m/sec ～最大 3.0m/sec とする。但し、最低勾配は 5% 以上を確保すること。

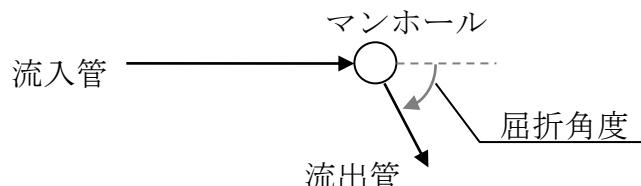
(4) 管渠の基礎について

「下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（JSWAS K-13）」は碎石基礎（最大粒径 40mm 以下）とする。「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」については砂基礎とする。取付管についても本管と同様とする。その構造は下図のとおりとする。



- (5) 中間マンホールにおいて、上・下流の口径が異なる場合の施工は、原則として水面接合又は管頂接合とする。

- (6) マンホールでの屈折角度は 90° 以内とし、 60° 以上の屈折角度となる場合及び合流点のマンホールについて、流入管は流出管に対し 5cm 以上の段差を設けて施工すること。また、直線部の中間マンホールにおいても適度な段差を設けて施工すること。



4. 人孔（マンホール）設置計画については、次の事項に留意する。

(1) 人孔は、基本的に1号組立人孔を設置するものとする。地下埋設物等が近接しており、1号組立人孔の設置が難しい場合は下水道管理者と協議すること。ただし、下記の条件をすべて満たし、下水道管理者と協議の上、承諾を得られれば小口径塩ビ人孔の設置も可能とする。

- ① 小区間の行き止まり道路であること。
(但し、将来、計画性があると予測されるものは除く)
 - ② 接続する公共下水道が小口径塩ビ人孔にて整備されている路線であること。
 - ③ 計画人孔深さが1.5m未満であること。
- なお、合流する人孔、及び50m毎には、維持管理上1号人孔を設置すること。
- (2) 配置は、起点・終点、並びに方向、勾配・管径の変化点及び合流箇所とすること。
 - (3) 管渠の直線部のマンホール最大間隔は、管渠径によって次の表を標準とすること。

管渠径 (mm)	300 以下	600 以下
最大間隔(m)	50	75

- (4) 足掛け金具は、ダクタイル製樹脂巻又はステンレス製を使用し、高さ30cm間隔に設置すること。
- (5) 鉄蓋は、奈良市型φ600マンホール鉄蓋(T-25汚水用)を使用すること。尚、マンホールには転落等による危険防止のため、奈良市型人孔鉄蓋転落防止蓋（ロック付転落防止用格子蓋）を下表の基準により設置すること。

奈良市型人孔鉄蓋転落防止蓋（ロック付転落防止用格子蓋）の使用区分

合 流 管	全てのマンホールに設置
汚 水 管	マンホール深2.0m以上のマンホールに設置

- (6) マンホール深4.0m以上の場合はFRP製メッシュタイプの中間スラブを設けること。
- (7) 段差60cm以上の場合は、副管を設置すること。新設人孔設置の場合、外副管とし生コンクリートの360°巻きとする。また、既設人孔に接続する場合は内副管でも良いものとし、原則としてスリム型内副管にて施工する。
- (8) 組立マンホールに本管を接続する場合は、必ず機械カッターで削孔を行

いゴム製可とうマンホール継手を取り付け施工すること

- (9) マンホールポンプ施設を設置する場合の技術基準については、財団法人下水道新技術推進機構が発行する「下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル」に従うこと。また、ポンプ制御盤の設置用地については分筆登記をして市に帰属すること。

5. 汚水柵（インバート仕上げ）については、次の事項に留意する。

- (1) 汚水柵は、原則として1区画1箇所とし、宅地高と道路高の高低差の少ない位置で官民境界より民地側1.0m以内のところに設置すること。

- (2) 汚水柵については、塩化ビニル製柵（ ϕ 200以上）を使用すること。また、次の事項に留意すること。

塩化ビニル製柵の内法は、汚水柵底と地面の差が100cm未満のときは内径 ϕ 200mmとし、100cm以上～150cm以下のときは内径 ϕ 300mmとする。又、150cmを超えるときは別途協議すること。

- (3) 合流方式での汚水柵設置については、原則として逆流防止弁付（脱着式）を設置するものとする

6. 汚水取付管については、次の事項に留意する。

- (1) 取付管（引込管）は、内径 ϕ 150mmとし「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）ゴム輪受口片受け直管」を標準使用する。但し、流量計算により取付管（ ϕ 150）の排水能力を上回る流量となるものは必要に応じた管の口径を選定する。

- (2) 取付管の勾配は原則として10%以上とすること。

- (3) 取付管は原則として本管接続とし、マンホール接続は極力避けること。又、布設方向は本管に対し直角、かつ直線的に布設すること。なお、取付管の離隔については1.0m以上離し施工すること。

- (4) 取付管を人孔（マンホール）接続する場合は、管底接続とする。但しどうしても段差の生じる場合は、人孔底部まで内副管を設置しインバートを施工する。

- (5) 極端に浅い土被りの少ない取付管についても、本管同様に管の強度計算を行い、管種を選定すること。

- (6) 取付管の延長は原則として10m以下とし、10mを超える場合は別途協議すること。又、10m以下であっても開発区域及びその周辺の状況により、取付管による整備が妥当でない場合は別途協議すること。

7. 集中浄化槽（合併、単独槽を含む）の処理対象人員、及び汚水量の算定等に当たっては、別表に定める基準に従い開発事業の内容にそって行うこと。

第7 河川に関する基準

（要綱第10条第4号、要領第12条関連）

河川に関する基準については、第5下水道施設（雨水排水施設）に関する指

導基準によるものとする。

第8 消防水利施設に関する基準

(要綱第10条第5号、要領第13条関連)

1. 防火水槽の構造及び規格は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 常時貯水量が40立方メートル以上の地下式有蓋II型とし、その形状は原則として内法寸法縦4メートル、横5メートル、深さ2メートルの角型とすること。
 - (2) 鉄筋コンクリート造の地下式有蓋のものであり、かつ漏水防止が完全に施してあること。
 - (3) 消防ポンプ自動車の吸水口から底面までの距離が原則として4.5メートル以下であること。
 - (4) 吸管投入孔は、円形としその直径は0.6メートル以上で2箇所設置すること。なお、その蓋は別図3のとおりとすること。
 - (5) 吸管投入孔の直下に深さ0.5メートル以上、一辺の長さ1メートル以上の「ストレーナー入れ」を設けてあること。また、点検のために吸管投入孔より内部へ降りられる点検タラップを設けること。
 - (6) 防火水槽には、補水管を設けること。なお、公共施設にあつては内径100ミリメートルから75ミリメートルとしその他にあつては最大口径とすること。
 - (7) 補水管の管底から10センチメートルのところに内径100ミリメートルのいつ水管を設けること。
 - (8) 主要構造部の資材配合状態は、次のとおりとすること。
 - ア 基礎くり石は、厚さ15センチメートル以上とすること。
 - イ 鉄筋は、直径13ミリメートル以上のものを2,000キログラム以上を使用すること。
 - ウ 捨てコンクリートにあつては、粗骨材の最大寸法40ミリメートル以内とし、4週圧縮強度で 160 kg/cm^2 以上とし、躯体のコンクリート強度は、粗骨材の最大寸法25ミリメートル以内とし、4週圧縮強度で 240 kg/cm^2 以上とすること。また、厚さは25センチメートル以上とすること。なお、二次製品防火水槽は 300 kg/cm^2 以上とし、その厚さは20センチメートル以上とするものとし、財団法人日本消防設備安全センターにおいて認定されたものとすること。
 - エ 漏水防止のモルタル配合は、セメント1、砂2とし厚さ1センチメートル厚さのものを2度塗りすること。ただし、防水剤の混入等によつては1センチメートル厚さ1度塗りとしても差しつかえない。
 - (9) 構造図は、別図3のとおりとすること。
2. 消火栓を設置する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消火栓を設置する排水管の口径は、150 ミリメートル以上とすること。
ただし、管網の一辺が 180 メートル以下となるように配管されている場合は 100 ミリメートル以上とすることができます。
- (2) 消火栓の設置間隔は、予定建築物から一の消防水利の距離が 120 メートル以内となるように設けること。ただし、近隣商業地域、商業地域及び工業地域にあつては、100 メートル以内とすること。
- (3) 前号に定める距離未満であつても、幅員 20 メートル以上の道路、軌道及び河川等をはさむ場合は、その距離を超えているものとする。
- (4) 前 2 号にかかわらず地下道、橋、ガード等が直近にあり消防活動に支障がない場合はこの限りではない。
- (5) 消火栓は、呼称 65 の口径を有し吐水口と鍵が一体となり地下式のものとすること。
- (6) 地下式消火栓は、吐水口を地表面から 40 センチメートル以内とするこ
- (7) 消火栓関係一式の部材は、奈良市水道局の承認した製品を使用すること。

3. 設置した消火栓、防火水槽には、消防法第 20 条第 2 項に基づく標識（別図 3）を掲出する。

4. 警防対策については、次の事項に留意する。

- (1) 消防活動空地は、建築物の外壁面から 8 メートル以内に幅 6 メートル長さ 12 メートルの空地とすること。
- (2) 空地及び通路の構造は、消防車両に耐える地盤支持力を有するものであること。
- (3) 建築物の外部から進入し有効に消防活動のできる設備とは、屋外、階段、バルコニー、及びバルコニー側の避難ハッチ等とすること。

第 9 家庭ごみ集積施設、再生資源集積施設及び大型ごみ集積施設（以下「集積場」という。）に関する基準

（要綱第 11 条（8）、要領第 20 条関連）

1. 要領第 20 条（1）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - (1) 原則、開発区域内において、転回広場を設けることとする。
 - (2) 転回広場の直径は 13 メートル以上とし、形状は真円状とする。
2. 要領第 20 条（2）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - (1) 開発区域内において、収集車が一回の切り返しでごみ集積場に横付けをして安全に作業できる位置に集積場を設置することとする。
 - (2) 集積場は、進入口から 5 メートル以内に設置することとする。
3. 要領第 20 条（3）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - (1) 道路との段差は 10cm 以内とし、段差が発生する場合は協議を行うものと

する。

4. 要領第 20 条（5）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
- (1) 家庭ごみ集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で 25 戸につき 1 か所設置すること。
 - (2) 再生資源集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で 30 戸から 50 戸までに 1 か所設置することとし、計画戸数が 50 戸以上である場合は、概ね 50 戸につき 1 か所設置すること。
 - (3) 家庭ごみ集積場は、設置場所を中心とした半径約 100 メートルを利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。
 - (4) 再生資源集積場は、設置場所を中心とし、徒歩で安全に往来できる箇所を利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。

5. 要領第 20 条（8）で別に定める基準については、次の事項に留意する。

- (1) 集積場の設置要否については、原則として次の表のとおりとする。

計画戸数 集積施設	15 戸未満	15 戸～29 戸	30 戸以上
家庭ごみ	新設	新設	新設
再生資源	既存利用	既存利用	新設

- (2) 家庭ごみ集積施設については既存利用について地元同意を得られたときは、前号の限りでない。
- (3) 共同住宅の開発においては、大型ごみを集積するスペースを確保すること。
- (4) 計画戸数が 30 戸未満の場合において、再生資源集積施設については既存利用について地元同意等を得られない場合においては、開発区域内で基準第 9 の 7（2）で示す 30 戸未満における集積用具の設置場所を示し、別途協議するものとする。
- (5) 共同住宅の開発については、計画戸数によらず家庭ごみ集積施設を必ず設置すること。
- (6) 各集積施設は、作業員の作業に支障が生じない場合に限り、併用出来ることとし、併用をする場合は別途協議を行うものとする。
- (7) 要領及び基準を満たす集積施設を設置できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託すること。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合は、すべての集積物

(家庭ごみ、再生資源、大型ごみ)の収集を委託すること。

(9) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合であっても、市が定める分別方法により適正な排出を行うこととし、当該集積施設の利用者に指示すること。

(10)併用をしない場合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

集積施設	建築物	戸数	面積	
家庭ごみ	戸建住宅	6戸以下	1.00m ² 以上	
		7戸以上	計画戸数×0.15m ² 以上を最低面積とする。	
	共同住宅 ワンルーム以外	6戸以下	1.00m ² 以上	
		7戸以上	計画戸数×0.15m ² 以上	
		15戸以下	計画戸数×0.15m ² 以上を最低面積とする。	
		16戸以上	2.33m ² +(計画戸数-16)×0.075m ² 以上を最低面積とする。	
		16戸未満	基準第9の7各号を満たす規模とすること	
	戸建住宅 共同住宅	30戸以上	基準第9の7各号を満たす規模とすること	
		30戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。	
再生資源	共同住宅 ワンルームマンション以外	16戸未満	3.00m ² 以上	
		16戸以上	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。	
		16戸未満	2.00m ² 以上	
		16戸以上	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。	
		16戸以上	2.00m ² 以上	
大型ごみ		16戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。	
		16戸以上	2.00m ² 以上	
		16戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。	
		16戸以上	2.00m ² 以上	

(11)共同住宅において、家庭ごみ集積施設と大型ごみ集積施設の併用を行う場

合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

建築物	戸数	面積
ワンルーム 以外	6戸以下	1m ² 以上
	7戸以上 15戸以下	2.25m ² 以上
	16戸以上 30戸以下	2.50m ² +（計画戸数-16）×0.20m ² 以上を最低面積とする。
	31戸以上 40戸以下	5.50m ² +（計画戸数-30）×0.20m ² 以上を最低面積とする。
	41戸以上 60戸以下	8.00m ² 以上
	61戸以上 80戸以下	8.50m ² 以上
	81戸以上	9.00m ² 以上
	6戸以下	1m ² 以上
	7戸以上 15戸以下	2.25m ² 以上
ワンルーム	16戸以上 30戸以下	2.60m ² +（計画戸数-16）×0.10m ² 以上を最低面積とする。
	31戸以上 40戸以下	4.00m ² +（計画戸数-31）×0.10m ² 以上を最低面積とする。
	41戸以上 60戸以下	5.50m ² 以上
	61戸以上 80戸以下	6.00m ² 以上
	81戸以上	6.50m ² 以上

(12)再生資源集積施設と他の集積施設の併用を行う場合は、開発区域内で基準第9の7(2)で示す各計画戸数に応じた集積用具の数量の設置規模を満たした設置場所を示し、別途協議するものとする。

6. 要領第20条(9)で別に定める基準として、家庭ごみ集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。

- (1) 原則として形状は長方形とすること。
- (2) 原則として間口以外の3面(左右及び背面)には、高さ1メートル以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁を設置すること。

- (3) 床はコンクリート張りとし、排水を良好にするため傾斜をもたせ、道路に接する部分に溝がある場合は必ず滑り止めのある蓋を設けること。
- (4) 周辺の景観に違和感をもたらさないよう十分配慮すること。
- (5) 間口に扉を設置する場合は、原則として引き戸とし、開扉状態を維持可能なものを設置すること。
- (6) 間口の最低有効寸法については、次の表のとおりとする。

計画戸数	7戸未満	7戸以上 15戸未満	15戸以上
間口	1.0m以上	1.5m以上	2.0m以上

- (7) 既製品のごみ集積用具を設置する場合などをのぞき、ごみ散乱防止のためのネットを必ず設置すること。
 - (8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部（集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分）の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に収集が可能なように配慮すること。
7. 要領第20条（9）で別に定める基準として、再生資源集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。
- (1) 形状及び構造においては、前項（1）から（5）までの基準を準用する。
 - (2) 次の表のとおり、配布する数の集積用具を設置できる規模とすることとし、家庭ごみ・大型ごみと再生資源集積施設を併用する場合は、排出や収集の際に支障がないようにすること。

計画戸数 集積用具	30戸未満	30戸以上 50戸未満	50戸以上 100戸未満	100戸以上
コンテナ (ガラスびん用3種類)	3箱	5箱	7箱	10箱
コンテナ (紙パック用1種類)	1箱	1箱	1箱	2箱
網袋 (缶・ペットボトル用)	2袋	8袋	10袋	14袋

- (3) 設置する集積用具の形状は次の表のとおりとする。

寸法 集積用具	縦	横	高さ
コンテナ	44 c m	65 c m	32 c m
網袋	90 c m	90 c m	

- (4) 開発区域内に 2 か所以上設置する場合、1 か所あたりの規模は(2)表中の計画戸数 30 戸未満の列に示す数量の集積用具を設置できる規模以上とすることとし、再生資源集積施設を必ず設置することとする。
- (5) 間口は 1.5 メートル以上とすること。
- (6) 集積用具は中身の入った状態で置くことができ、かつごみ出し及び収集作業に支障がないよう必要に応じて通路を確保すること。
- (7) やむを得ない場合に限り、同種の再生資源を集積する用具のみ重ね置きを認めるものとする。ただし、段数は 2 段までとすること。
- (8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部（集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分）の高さ及び間口は有効辺長で 2.7 メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に取集が可能なように配慮すること。

第 10 その他

この基準に定めのない事項については、関係法令に定めるところによるほか、その都度市長が定める。

附 則

附 則

この基準は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

(1) 建築用途別処理対象人員算定基準表

類似用途別番号	建築用途	処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値						処理対象人員(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値			
		算定期式		算定期位		汚水量		BOD		合併処理対象		単独処理対象	
		n: 人員(人)	A: 延べ面積(m ²)	n: 人員(人)	A: 延べ面積(m ²)	16 (l/m ² ・日)	150 (mg/l)	4 (l/m ² ・日)	260 (mg/l)	BOD 負荷算定 (l/人・日)	水量 負荷算定 (l/人・日)	BOD 負荷算定 (g/人・日)	水量 負荷算定 (l/人・日)
1	イ 映画館	公会堂・集会場・劇場 n=0.08A		n: 人員(人) c: 総便器数(個)		16 (l/m ² ・日)	150 (mg/l)	4 (l/m ² ・日)	260 (mg/l)	—	—	—	—
	ハ 競輪場・競馬場・競艇場	n=16c		n: 人員(人)		2,400 (l/個・日)	260 (mg/l)	—	—	(150) (40)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
	ハ 観覧場・体育館	n=0.065A		n: 人員(人)		10 (l/m ² ・日)	260 (mg/l)	3.2 (l/m ² ・日)	250 (l/m ² ・日)	(155) (40)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
	イ 住宅	A≤130m ² の場合	n=5	n: 人員(人)		1,000 (l/戸・日)	200 (mg/l)	200 (l/戸・日)	250 (l/戸・日)	○ (200)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
	イ 住宅	130m ² < Aの場合	n=7	n: 人員(人)		1,400 (l/戸・日)	350 (mg/l)	350 (l/戸・日)	350 (l/戸・日)	○ (200)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
2	口 共同住宅	n=0.05A		n: 人員(人)		10 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)	2.5 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
	ハ 下宿	n=0.07A		n: 人員(人)		14 (l/m ² ・日)	140 (mg/l)	3.5 (l/m ² ・日)	250 (mg/l)	○ (200)	○ (28)	○ (28)	○ (28)
	二 学校宿舎・自衛隊人材施設	n=p		n: 人員(人)		200 (l/人・日)	200 (mg/l)	50 (l/人・日)	260 (mg/l)	○ (200)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
	イ ホテル・旅館	n=0.15A		p: 定員(人)		30 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)	7.3 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)	○ (200)	○ (40)	○ (40)	○ (40)
	3	宿泊施設関係	n=0.075A	結婚式場・宴会場無 n: 人員(人) A: 延べ面積(m ²)		30 (l/m ² ・日)	100 (mg/l)	3.7 (l/m ² ・日)	400 (mg/l)	○ (400)	○ (50)	○ (50)	○ (50)
	口 モード	テ ル	n=5R	n: 人員(人) R: 客室数		1,000 (l/室・日)	50 (mg/l)	250 (l/室・日)	200 (mg/l)	(30) (50)	○ (30)	○ (50)	○ (50)

4	医療施設関係	イ	ハ	簡易宿泊・合宿所・ユースホステル	n=P	n: 人員 (人) P: 定員 (人)	200 (人/人・日)	200 (mg/l)	50 (人/人・日)	○ (200)	○ (40)	○ (50)	○ (13)
			病院	業務用の厨房 設備又は洗濯 設備を設ける 場合	n=8B	B×1,000 (人/床・日)	厨房・洗濯 施設のある 施設		—	○ (125)	○ (40)		
			診療所	300床未 満の場合	n=11,43(B-300)+2,400	B×1,300 (人/床・日)	320 (mg/l)		○ (113)	(36)			
			伝染病院	300床以 上の場合	n=5B	n: 人員 (人) B: ベッド数 (床)	B×1,000 (人/床・日)	厨房・洗濯 施設のない 施設	—	○ (200)	(30)		
5	飲食関係	ハ	口	診療所・医院	n=0,19A	n: 人員 (人) A: 遷べ面積 (m ²)	25 (人/m ² ・日)	300 (mg/l)		○ (182)	(27)		
			イ	店舗・マーケット	n=0,075A		15 (人/m ² ・日)	150 (mg/l)	3,7 (人/m ² ・日)	○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
			ロ	百貨店	n=0,15A		30 (人/m ² ・日)	150 (mg/l)	7,5 (人/m ² ・日)	○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
			館	一般の場合	n=0,72A	n: 人員 (人) A: 遷べ面積 (m ²)	130 (人/m ² ・日)	220 (mg/l)	36 (人/人・日)	○ (180)	(40)	○ (50)	○ (13)
6	娯楽施設関係	ハ	ハ	飲食店	n=2,94A		260 (人/m ² ・日)	450 (mg/l)	147 (人/m ² ・日)	○ (90)	(40)	○ (50)	○ (13)
			ハ	汚濁負荷の高い場合	n=0,55A		110 (人/m ² ・日)	200 (mg/l)	28 (人/m ² ・日)	○ (290)	(40)	○ (50)	○ (13)
			二	喫茶店	n=0,80A		160 (人/m ² ・日)	150 (mg/l)	40 (人/室・日)	○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
			イ	玉突場・卓球場	n=0,075A		15 (人/m ² ・日)	150 (mg/l)	3,7 (人/m ² ・日)	○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
6	娯楽施設関係	ロ	バ	チノコ店	n=0,11A	n: 人員 (人) A: 遷べ面積 (m ²)	22 (人/m ² ・日)	150 (mg/l)	5,5 (人/m ² ・日)	○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
			ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	n=0,15A		30 (人/m ² ・日)	150 (mg/l)	7,5 (人/m ² ・日)	○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)

類似 用途別 番号	建 築 用 途	処理 対 象 人 員	算定単位当たりの汚水量及び BOD濃度参考値						処理対象人員(n)1人当たり の汚水量及びBOD量参考値			
			合併処理対象			単独処理対象			合併処理		単独処理	
			算 定 式	算 定 单 位	汚 水 量	B O D	汚 水 量	B O D	水 量	B O D	水 量	B O D
6	ニ デ ィ ス	コ n=0.50A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	100 (ℓ/m ² ・日)	150 (mg/ℓ)	25 (ℓ/m ² ・日)			(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (30)	(g/人・日) ○ (50)	(g/人・日) ○ (13)
	ホ ゴ ル プ	場 n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(数)	50 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	13 (ℓ/席・日)			○ (200)	(30)	○ (52)	○ (13.5)
	娛 ホ ー リ ン グ	場 n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	500 (ℓ/人~7・日)	150 (mg/ℓ)	125 (ℓ/人~7・日)			○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
	樂 ト バ シ テ イ ン グ	場 n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(数)	40 (ℓ/席・日)	150 (mg/ℓ)	10 (ℓ/席・日)			○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
	施 チ テ 二 ス	場 n=2S	n:人員(人) S:コート面積(面)	400 (ℓ/面・日)	150 (mg/ℓ)	100 (ℓ/面・日)			○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
	設 チ	場 n=3S	n:人員(人)	600 (ℓ/面・日)	147 (mg/ℓ)	147 (ℓ/面・日)			○ (200)	(30)	○ (50)	○ (13)
	園 リ 遊 囲 地	海 水 浴 場 n=16c	n:人員(人) c:便器数(個)	2,400 (ℓ/個・日)	260 (mg/ℓ)	—			○ (150)	○ (40)	○ (50)	○ (13)
	係 ス ブ ー ル	ス ケ ー ト 場 n=20c+120t/8	民間ア~ ^b 会員制ア~ ^b 学校ア~ ^b t=1~2 t=1~2	—	—	260 (mg/ℓ)			—	—	—	○ (50)
	キ ル キ ャ ン	場 n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	70 (ℓ/人・日)	320 (mg/ℓ)	28 (ℓ/人・日)			○ (125)	○ (40)	○ (50)	○ (13)
	ヲ ロ ゴ ル フ	場 n=2IH	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250 (ℓ/人・日)	130 (mg/ℓ)	50 (ℓ/人・日)			○ (250)	(26)	○ (50)	○ (13)
7	イ サ ビ ジ エ リ ア	一 般 部 n=3.60P		480 (ℓ/半寸・日)	300 (mg/ℓ)	340 (ℓ/半寸・日)			○ (135)	○ (40)	(50)	(13)
	駐 車 場	一 般 部 n=3.83P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます)	180 (ℓ/半寸・日)	590 (mg/ℓ)	190 (ℓ/半寸・日)			○ (115)	○ (40)	○ (50)	○ (13)
	門 口 駐 車 場	一 般 部 n=2.55P		180 (ℓ/半寸・日)	590 (mg/ℓ)	75 (ℓ/半寸・日)			—	—	—	—
	ア	自 動 車 庫 n=2.81P	n:人員(人) t:0.4~2.0	—	—	50 (ℓ/人・日)			—	—	—	—

	係	ハガソリノスタシ	n=20	n:人員(人) 1営業所当たり	-	-	50 (人/人・日)	-	-	-	(50)	-	(13)
8 学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	50 (人/人・日)	180 (mg/人)	35 (人/人・日)	○ (200)	○ (36)	○ (140)	○ (14)		
	ロ	高等学校・大学・専修学校	n=0.25P	n:人員(人) P:定員(人)	60 (人/人・日)	180 (mg/人)	40 (人/人・日)	○ (100 (mg/人))	○ (200)	○ (36)	○ (133)	-	(13)
9 事務所関係	ハ	図書館	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	16 (人/人・日)	150 (mg/人)	4 (人/人・日)	○ (200)	○ (30)	○ (50)	○ (50)	○ (5)	
	イ	事務所	n=0.0075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	10 (人/m ² ・日)	200 (mg/人)	3.7 (人/m ² ・日)	○ (200)	○ (40)	○ (50)	○ (50)	○ (50)	
10 作業場関係	イ	工場・作業所・研究所・試験場	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	10 (人/人・日)	200 (mg/人)	2.8 (人/m ² ・日)	○ (270)	○ (40)	○ (50)	○ (50)	○ (50)	
	ロ	市	n=0.30P	n:人員(人) P:定員(人)	60 (人/人・日)	300 (mg/人)	38 (人/m ² ・日)	○ (133)	○ (40)	○ (50)	○ (50)	○ (50)	
11 の用	ハ	公衆浴場	n=0.02A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	4.2 (人/m ² ・日)	200 (mg/人)	1 (人/m ² ・日)	○ (200)	○ (40)	○ (50)	○ (50)	○ (50)	
	シ	公共交通機関	n=0.17A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	33 (人/m ² ・日)	50 (mg/人)	8.3 (人/m ² ・日)	○ (200)	○ (10)	○ (50)	○ (50)	○ (50)	
12 に属さない施設	二	駅・バス停・ミニナール	n=0.16c	n:人員(人) c:総便器数(個)	-	-	2,400 (人/箇・日)		○		○		
	三	途に	乗降客10万人／日未満	n=0.008P 乗降客10万人以上 n=0.010P 乗降客20万人／日以上	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	-	-	50 (人/人・日)	100 (mg/人)	○ (50)	○ (50)	○ (50)	(10)

*ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸が1居室だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを7とする。

(2) 放流水基準表

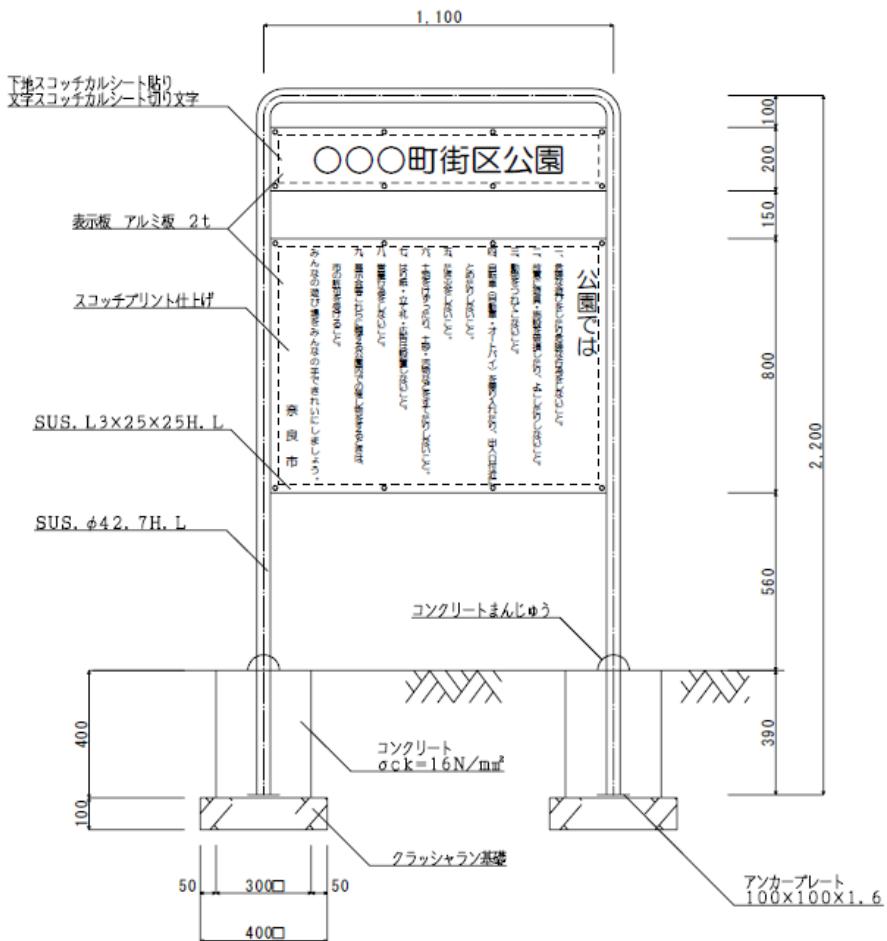
事業内容	区域 (注1)	処理の 対象	処理対象人員 人	放流水質 (BOD) mg/ℓ	BOD 除去率 %	備考
ゴルフ場等 の開発事業	全域	全	全	—	—	(注2)
その他 衛生上 特に支 障のあ る区域	し 尿 の み	50 以下	90 以下	65 以上		(注4)
		51~200	60 以下	70 以上		
		201~500	60 以下 (注3)	70 以上		
		501 以上	20 以下	85 以上		
	し 尿 及 び 雑排水	全	20 以下	90 以上		

- (注) 1. 建築基準法施行令第32条に基づく指定
 2. 「奈良市ゴルフ場開発事業に伴う環境保全に関する指導要綱」による
 3. 「衛生上特に支障がある区域」に設置するし尿浄化槽で、処理対象人員が201~500人、排水量が50立方メートル以上である場合は、20mg/ℓ以下とする。
 4. 大和都市計画区域全体とする。

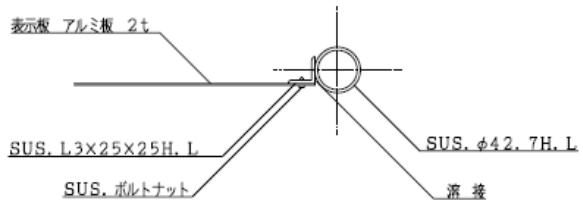
※「衛生上特に支障のある区域」に設置されている旧構造し尿浄化槽で、処理対象人員が100人以下のものにあつては、その放流水質(BOD)は90mg/ℓ以下とする。

別 図 1

園名板



パイプ取付図



園名板記入事項

公園では

- 一、危険な遊びをしないで公園を楽しむで下さい。
- 二、故意に遊具・施設を破壊したり、手を当たさないで下さい。
- 三、動物をつねりません。
- 四、自転車（自転車・オートバイ）を乗の入れたり、出入口付近で止まらないで下さい。
- 五、たれ込をしないで下さい。
- 六、土地区を立たないで、土砂・汚物を運ぶいたしません。
- 七、はの紙・立て札・広告を置かないで下さい。
- 八、遊具は触らないで下さい。
- 九、展示会等で公園内での催し物がある場合は市のお問い合わせ下さい。

みんなの遊び場をみんなの手できれいにしましょう。

奈良市

仕様

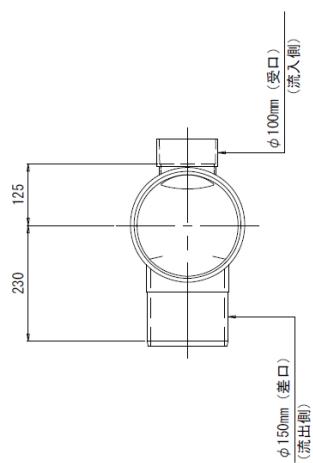
1. 生地アルミ板2mm
2. 表面は、スコッチプリントシート貼り
3. 書体は丸ゴシックで色は（赤黒）仕様通り。
4. 取付ボルトは、ステンレス製

インバート標準図

(ISMAS K-7)
S=FREE

桿径 $\phi 200-150 \times 100$

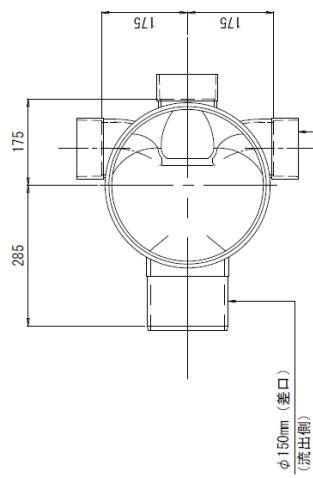
ストレート段差付
平面図



φ150mm (受口)
(流出側)

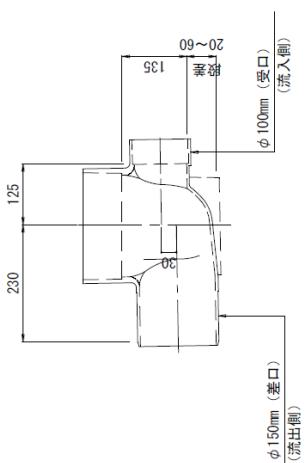
桿径 $\phi 300-150 \times 100$

90度三方向合流
平面図



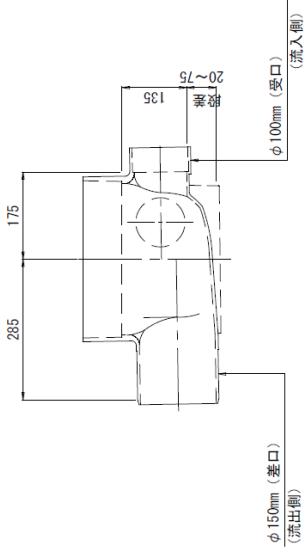
φ100mm (受口)
(流入側)

断面図

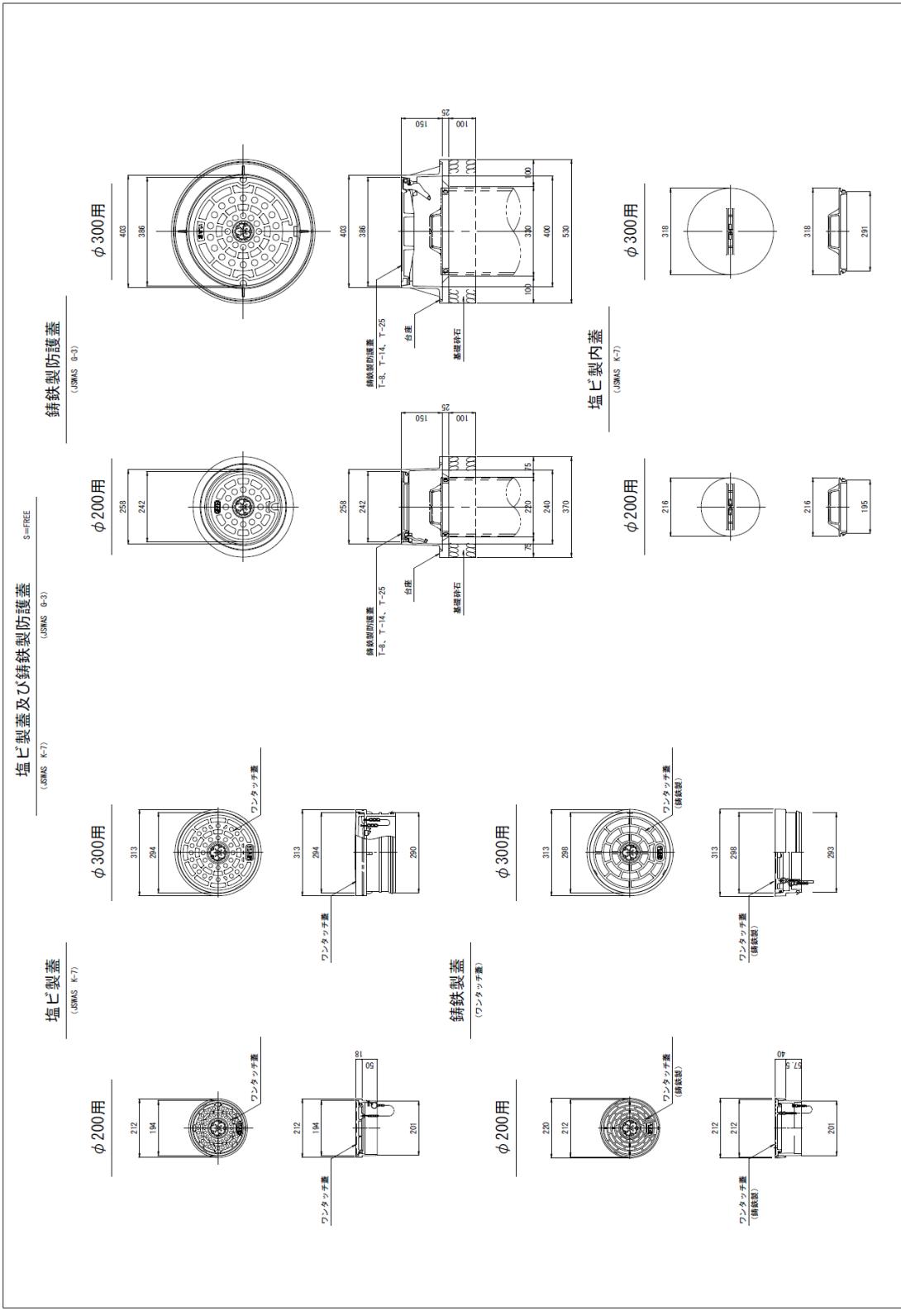


φ150mm (受口)
(流出側)

断面図



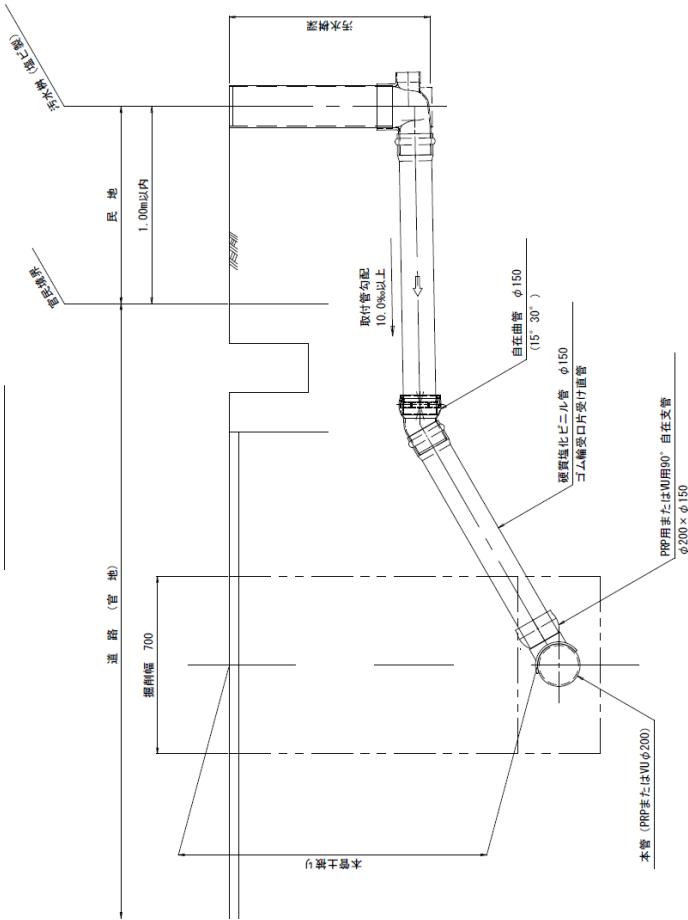
φ100mm (受口)
(流入側)



取付管布設標準図

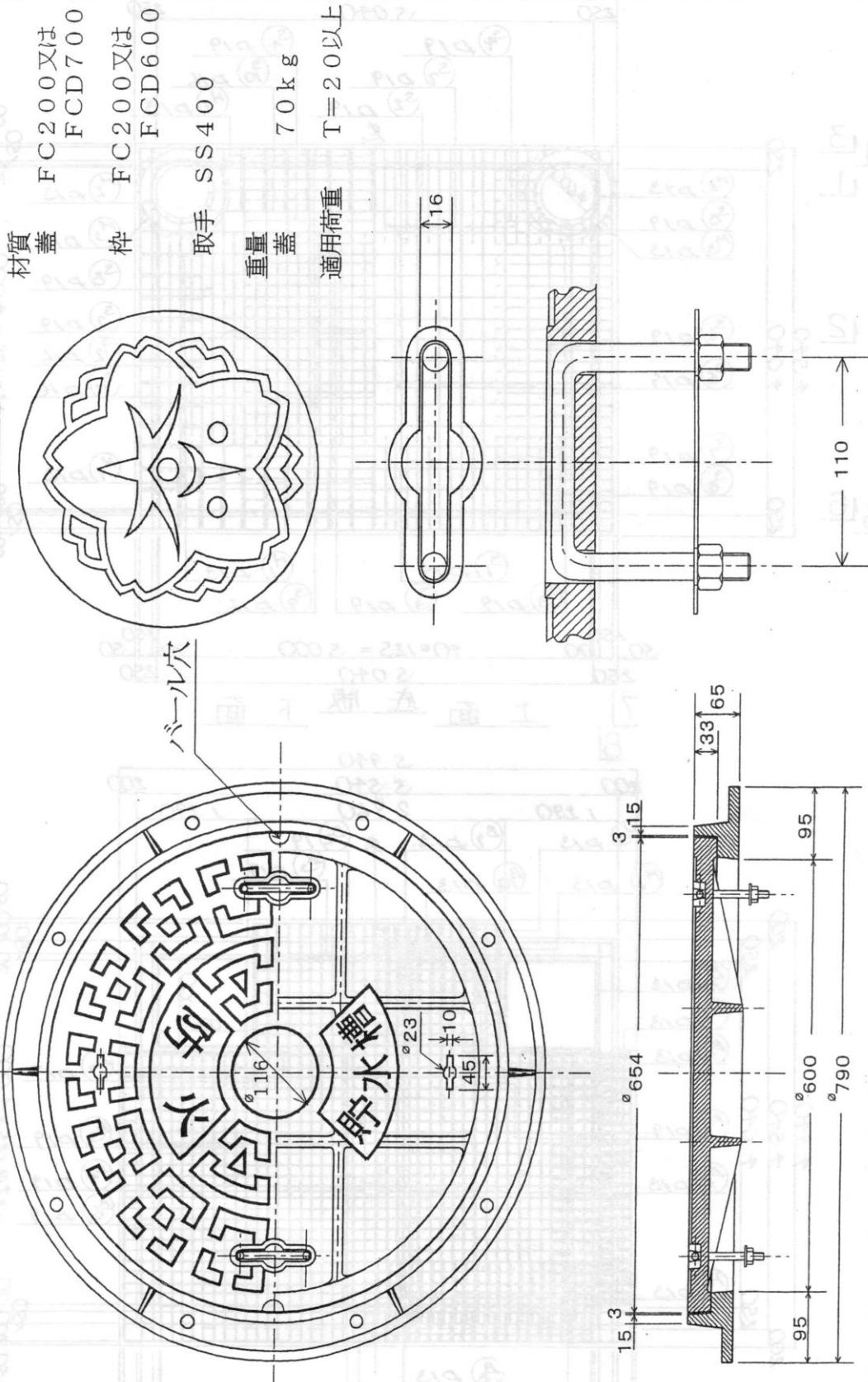
S=FREE

標準部



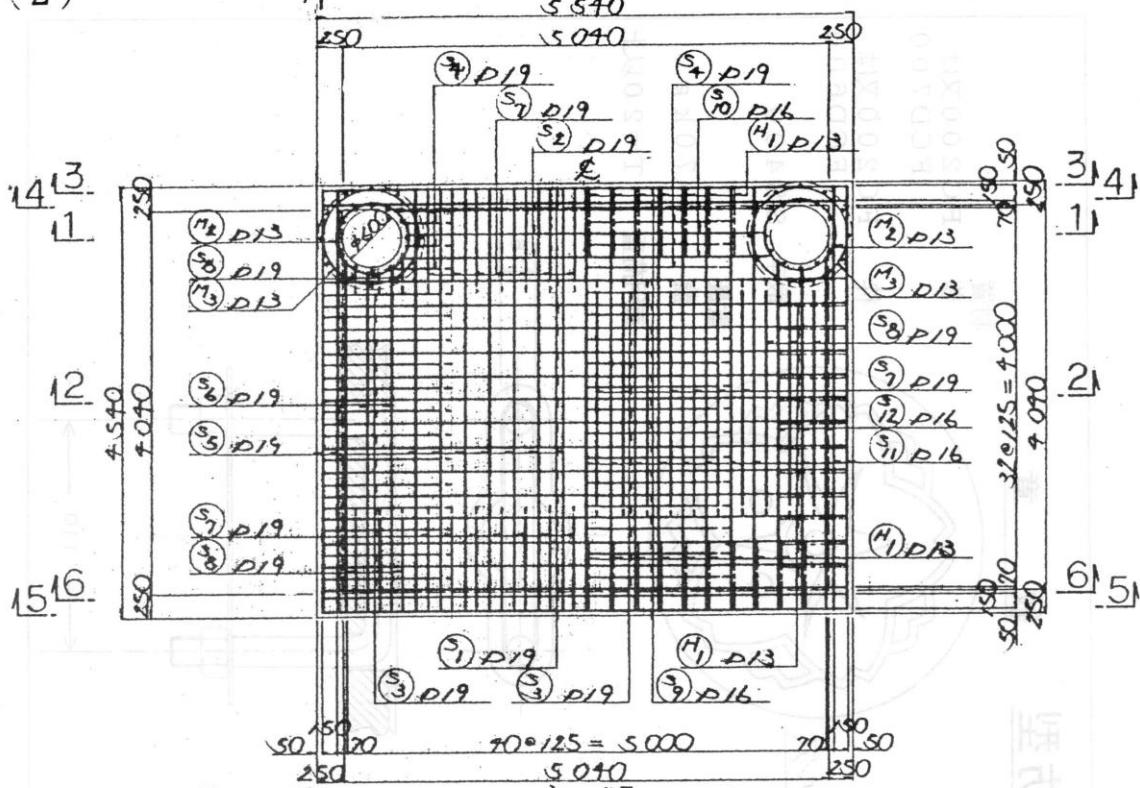
奈良市消防型 紋 章

別図3 (1)

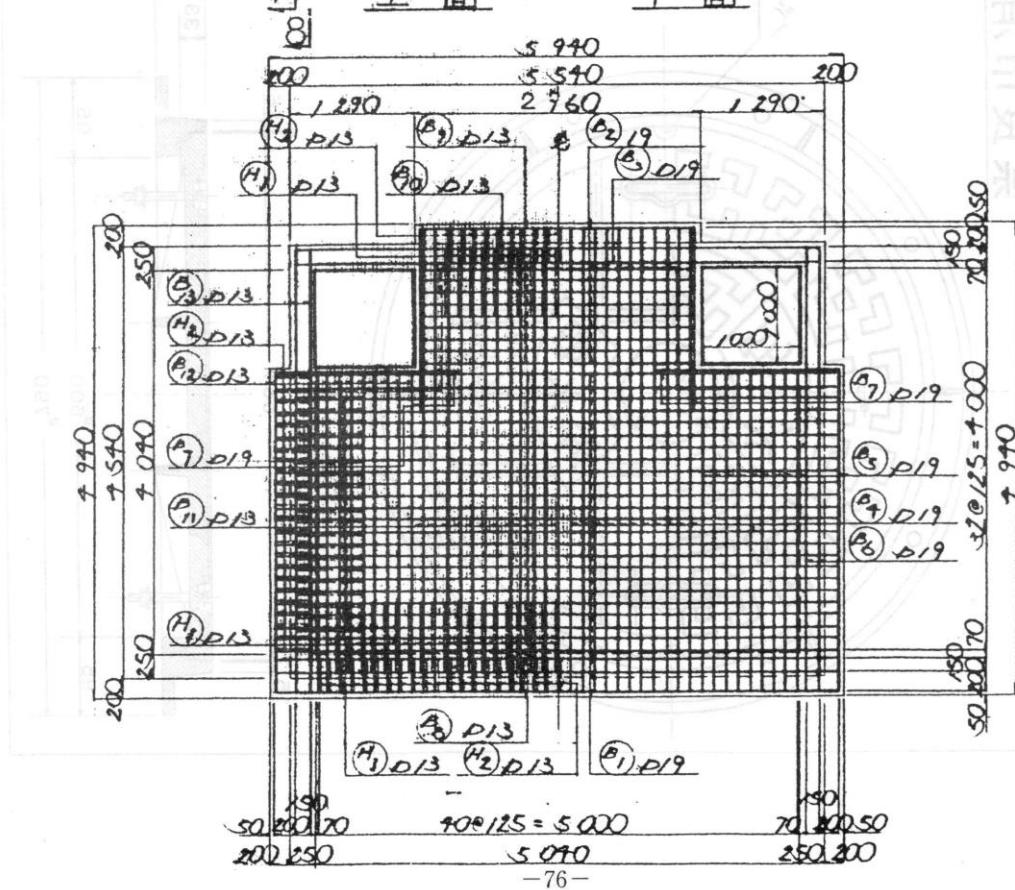


三

(2)



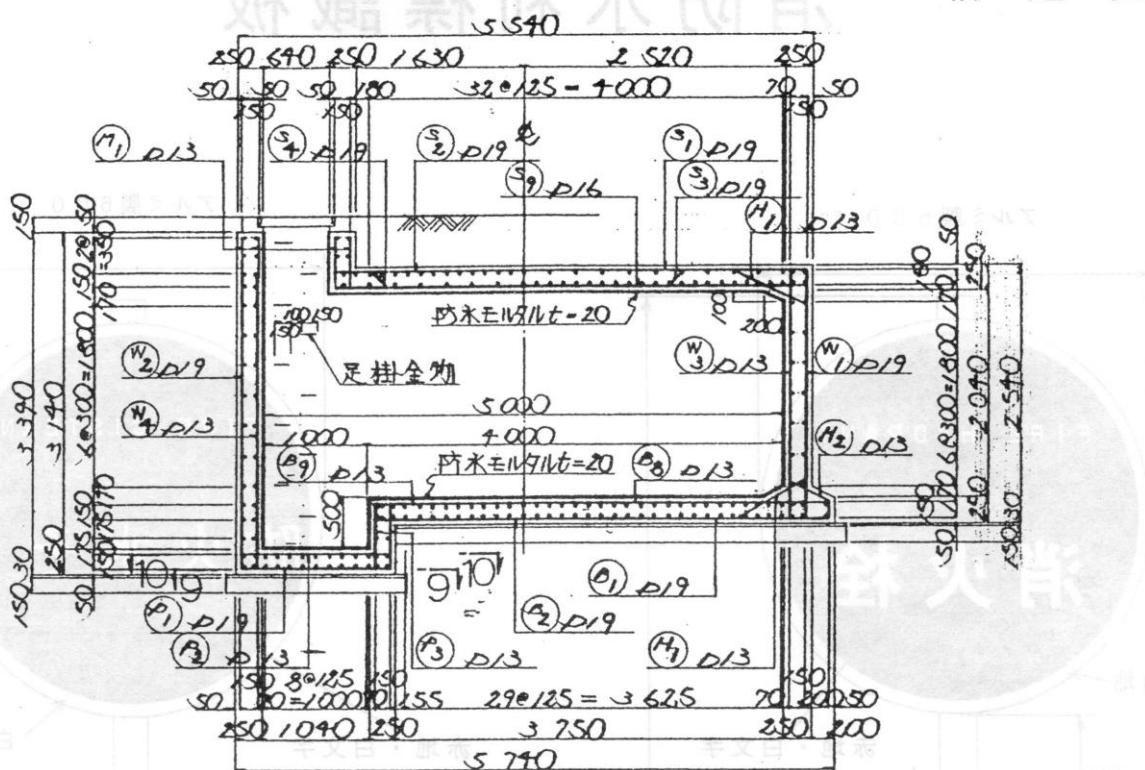
上面 底版 下面



構造図

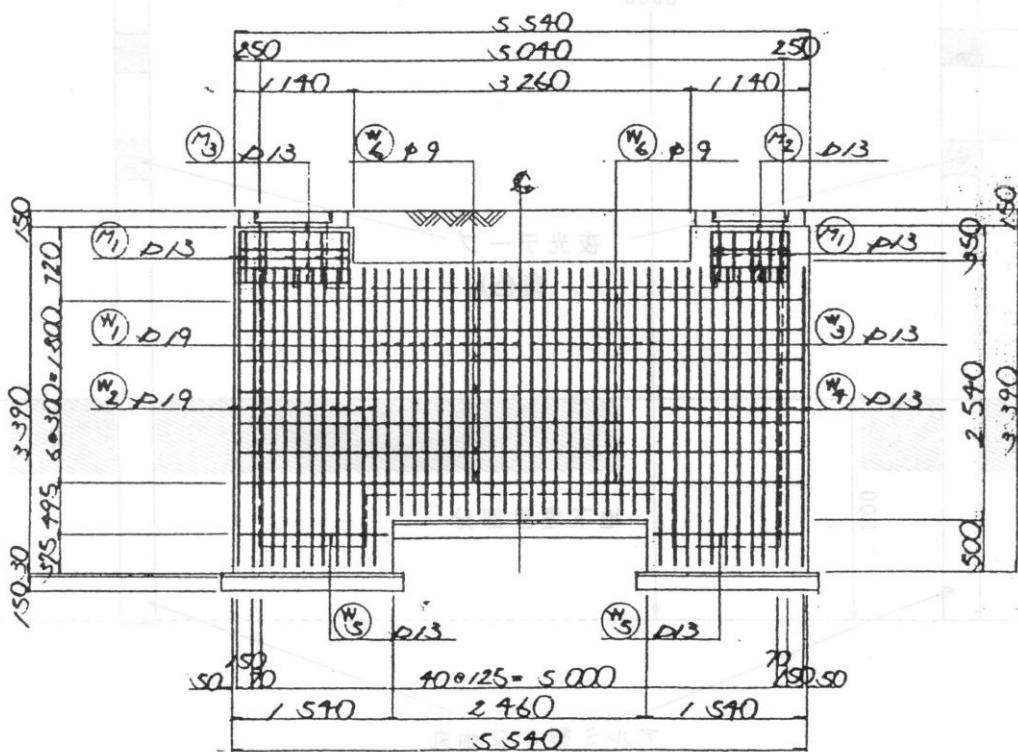
1 - 1

2 - 2



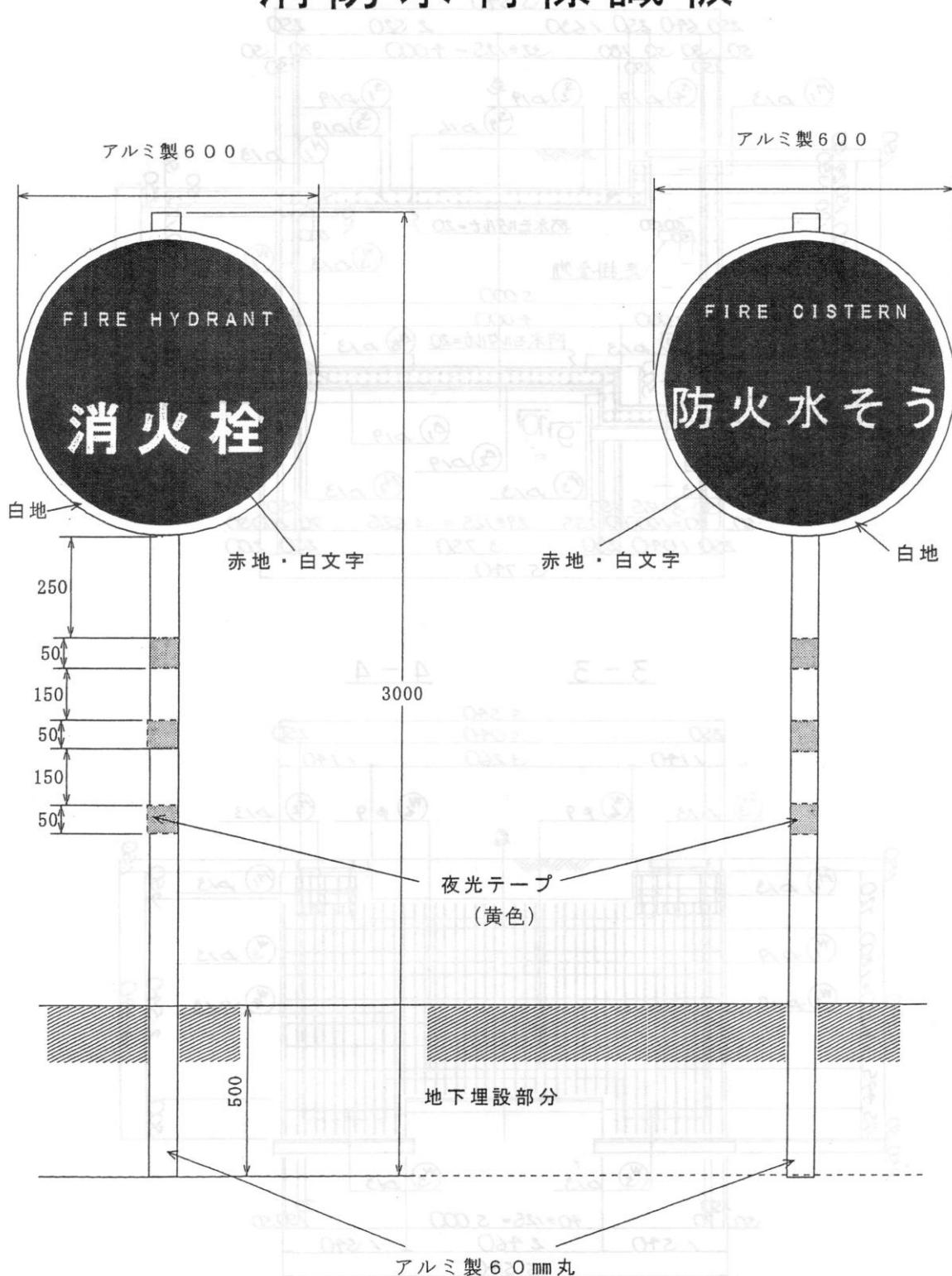
3 - 3

4 - 4



(3)

消防水利標識板



開発事業に係る主管課一覧表

(令和6年5月17日現在)

主 管 課	協議及び相談事項
危機管理課	交通安全施策に関する事項
地域づくり推進課 西部出張所 総務課 東部出張所／北部出張所 月ヶ瀬行政センター 地域振興課 都祁行政センター 地域振興課	住民公開に係る自治会及び自治連合会の通知に関する事項 集会施設等に関する事項(地域づくり推進課)
障がい福祉課	障害者福祉施設に関する事項
介護福祉課	老人福祉法における老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設並びに有料老人ホーム及び介護老人保健施設に関する事項
保育総務課	公立保育園、公立こども園及び公立幼稚園周辺の安全確保に関する事項
保育所・幼稚園課	私立保育所及び私立認定こども園に関する事項
子ども育成課	児童館に関する事項
保健・環境検査課	公害対策に関する事項
保健衛生課	食品衛生法、環境衛生関係営業法令、動物愛護法、医療法及び医薬品医療機器等法に関する事項
廃棄物対策課	事業系ごみ、産業廃棄物及び再生資源収集場に関する事項
収集課	家庭ごみ集積場に関する事項
まち美化推進課	空き地の管理及び大型ごみ集積場に関する事項
観光戦略課	観光施設、自然公園特別地域内に関する事項
奈良町にぎわい課	奈良町における観光施設に関する事項
農政課	地域森林計画対象民有林、農業振興地域、農業用水利等に関する事項
都市計画課	地域地区、地区計画、都市施設、国土利用計画法、生産緑地、宅地面積、駐車・駐輪に関する事項 景観計画、地区計画形態意匠、風致地区、歴史的風土保存区域、屋外広告物、景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する事項

主 管 課	協議及び相談事項	
駅周辺整備事務所	JR奈良駅南特定土地区画整理事業・近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に関する事項	
公園緑地課	公園、緑地に関する事項	
開発指導課	開発・宅地造成行為許可、開発指導に関する事項 奈良市都市問題調整会議に関する事項	
建築指導課	建築確認申請、建設リサイクル法、省エネ法、 福祉のまちづくり条例(建築物の整備基準)、電波障害に関する事項	
土木管理課	道路・法定外公共物の管理等に関する事項	
道路建設課	道路の建設等、都市計画道路(街路)建設に関する事項	
河川耕地課	雨水排水に関する事項(明示・占用・帰属を除く)、特定都市河川浸水被害対策法(雨水浸透阻害行為許可)に関する事項	
建築デザイン課	市の建築物及びその附帯施設の建設、修繕に関する事項 (工事期間及び工事車両運搬計画調整等)	
教育委員会	教育総務課	奈良市立小中学校の通学の安全確保に関する事項
	文化財課	文化財の保護に関する事項
	いじめ防止生徒指導課	少年指導に関する事項(ゲームセンターの設置等)
農業委員会事務局	農地の転用に関する事項	
消防局	消防課	消防水利施設等に関する事項
	予防課	予防対策に関する事項
企業局	水道工務課	上水道に関する事項
	下水道事業課	公共下水道、汚水排水施設に関する事項
	送配水管理センター 水質管理室	水源河川の水質に関する事項

※ 窓口担当は、要綱第3条第1項(1)は開発指導課、同第3条第1項(2)並びに同第3条第2項は建築指導課です。